

## 投稿規定

京都市立芸術大学  
日本伝統音楽研究センター紀要  
『日本伝統音楽研究』  
投稿規定

### (投稿資格、採否)

1. 日本伝統音楽研究センターに所属する専任教員、非常勤講師（特別研究員など）、司書・学芸員、そのほか学術委員会が認めた者が投稿できる。
2. 投稿の採否は、学術委員会および同委員会が依頼した外部研究者による査読・評価に基づいて、学術委員会が決定する。

### (原稿の種類、字数)

3. 原稿の種類は、論文・研究ノート・調査報告・資料・記録・資料紹介・書評・視聴覚資料評、および学術委員会が認めた種類とする。
4. 字数は以下の通りとする。注と参考文献は、字数に含まれる。英語の場合は1万語以内とする。  
\*論文・研究ノート・調査報告：2万5千字以内  
\*その他：事前に相談する

### (締切、編集、抜き刷り)

5. 学術委員会は、投稿等の締切にかかる編集日程を毎年決定し、投稿資格者に連絡する。
6. 投稿希望者は、学術委員会が定める期限までに、原稿の種類と仮題を添えてエントリー登録を行う。
7. 原稿の書式、表記、提出方法等については別紙「投稿の手引き」で定める。
8. 学術委員会は執筆者に対しリライト（補筆、訂正）を求めることがある。
9. 入稿後、執筆者による校正は初校のみとし、誤植などの最小限の訂正に限る。
10. 執筆者には、抜き刷り30部を進呈する。

### (著作権等)

11. 掲載原稿の著作権は著者（含著作権継承者）に帰属する。
12. 前項の規定に関わらず、掲載原稿の電子化ならびにweb公開（以下、「電子化等」という）の権利は、本大学が所有する。
13. 著者は、著者以外の所有する資料（除文献）を使用する場合には、事前に資料所有者や著作権者から転載使用や電子化等についての許諾を得ること。
14. 掲載原稿を著者（含著作権継承者）が自著に収録する場合は、本大学に許諾を求める必要はない。

京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター  
学術委員会  
(2001年9月3日作成、  
2021年6月17日改訂)